

1．件名：「日本原燃(株)の再処理施設、MOX施設、濃縮施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設における保安規定(変更)認可申請に関するヒアリング」

2．日時：令和2年7月17日(金)10時00分～12時25分

3．場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4．出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣主任安全審査官、菅生主任安全審査官、古田安全審査専門職

日本原燃(株)

濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮運転部長 他20名

5．要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、令和2年6月1日付けで申請された、再処理施設、MOX施設、濃縮施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設の保安規定(変更)認可申請の概要について、令和2年7月16日の提出資料( )に基づき説明を受け、原子力規制庁から、以下の点について説明するよう求めた。

- ・廃棄物埋設施設の施設管理など、事業によって規定内容に差異のある事項について、差異を設けた理由、運用方法等を整理すること。
- ・既に規定されている事業での内容に合わせて規定しているものは、その旨が分かるように整理すること。
- ・濃縮施設に係る保全区域の設定の考え方を整理すること。
- ・補足説明資料に記載されている新型コロナウイルス感染拡大防止の措置について、保安規定記載事項との関連を整理すること。設備に求められる状態の規定については、保安規定審査基準との関連を整理すること。
- ・放射線環境モニタリングについては、各事業で必要な測定項目等を整理すること。また、運搬等の放射線管理、廃棄物管理等の複数箇所を要求している事項については、全体として規定の方針を整理すること。
- ・記録の規定範囲の考え方について整理すること。
- ・MOX施設に係る段階的な申請の時期について整理すること。

( 2 ) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6 . その他  
なし

#### 参考

令和2年7月16日の面談

「日本原燃(株)の再処理施設、MOX施設、濃縮施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設における保安規定(変更)認可申請に関する資料提出」